

## 特別養護老人ホーム入所順位決定 基準表

<b>1 要介護度区分</b>	<b>※最高点 44点</b>	<b>基準</b>
① 要介護5	.....	44点
② 要介護4	.....	40点
③ 要介護3	.....	35点
④ 要介護2	.....	25点
⑤ 要介護1	.....	20点

<b>2 在宅サービスの利用度</b>	<b>※最高点 20点</b>	<b>基準</b>
① 利用限度額に対する利用率が60%以上	.....	20点
② 利用限度額に対する利用率が50%以上	.....	16点
③ 利用限度額に対する利用率が30%以上	.....	12点
④ 利用限度額に対する利用率が30%未満	.....	8点

**3 主たる介護者・家族等の状況**      **※最高点 36点**      **基準 36点**

評価項目	6点	4点	2点	0点
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳以上	60歳未満	—
②介護者の障害・疾病	介護は困難	多少は介護	介護は可能	なし
③介護者の就労	8時間以上又は高齢で就労不能	4～8時間	4時間未満	なし
④介護者が育児・家族が病気	常時の育児又は看病	半日育児又は看病	臨時育児又は看病	なし
⑤他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑥別居者の介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—

※1 ひとり暮らしの高齢者は、上記にかかわらず①から⑤まで30点とする。

住民基本台帳に記載されている世帯ではなく、実際に構成されている世帯状況により判断する。同一敷地内及び隣接地の場合は、同居とみなす。

2 高齢者のみ世帯は、④について6点とする。

<b>4 その他</b>		<b>基準</b>
施設ごとに基準を定め、申込者それぞれの状況を考慮し加点	.....	最高15点

最高点数：115点

【評価基準算定に当たっての留意事項】

1 「認知による不適応行動」

認定調査における行動に関する項目のうち

〔 「昼夜逆転」・「一人で出たがる」・「物や衣類を壊す」・「ひどいもの忘れ」・「自分勝手に行動する」 〕

に関する項目に「ある」又は「ときどきある」が1つ以上ある場合で  
「非常に多い」…毎日ある場合／「やや多い」…週に1～2回以上ある場合  
「少しあり」…月に1～2回程度ある場合  
を目安として判断する。

2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数／区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護

通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与

3 「②介護者の障害・疾病」

「介護は困難」・・・介護者が障害や疾病のため要介護者の排せつ、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」・・・介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。

なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

4 「⑤他の同居介護補助者」

「随時あり」・・・週1～3日程度

「常時あり」・・・週4日程度以上

を目安として判断する。

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院（所）している申込者の評価基準算定は、原則として退院（所）後に予想される状況で判断する。なお、この場合における在宅サービス利用限度額割合の判断は、入院（所）前の状況や現在の申込者の心身の状況を勘案し、16点を限度に算定する。